

パパ・ママ応援ショップ優待カードが新しくなります

問合せ 町民福祉課 子育て支援担当 ☎0495-77-2112 FAX 0495-77-2117

18歳までのお子さん、または妊娠中の方がいる家庭にご利用いただいている「パパ・ママ応援ショップ優待カード」は、令和4年3月末日をもって有効期限が満了となります。

県公式スマホアプリ「まいたま」内「パパ・ママ応援ショップサブアプリ」をご利用の対象世帯の方は、自動的に新しいカードに切り替わりますので、更新手続きは不要です。

現在、紙の優待カードをご利用の方についても、便利なアプリ版カードを、この機会にぜひご利用ください。

引き続き紙の優待カードが必要な場合は、新しいカードは町民福祉課（子育て支援担当）の窓口で配布しています。

対象 18歳に達して次の3月31日を迎えるまでのお子さん（県内在住、在園、在学のいずれか）または妊娠中の方がいる世帯
なお、最新の県内協賛店舗の情報は、埼玉県結婚・妊娠・出産・子育て応援公式サイトで検索が可能です。ぜひご利用ください。



アプリダウンロード



子育て応援公式サイト



狂犬病予防注射を行います

問合せ 防災環境課 環境担当 ☎0495-77-2124 FAX0495-77-3915

犬を飼養している飼い主は、狂犬病予防法により、年1回狂犬病予防注射を飼い犬に受けさせる義務があります。町では、下記のとおり集合注射を実施しますので、この機会に予防注射を受けましょう。

令和4年度は、接種会場の変更がありますので下記をご確認ください。

- 日時・場所**
- ①4月14日(木)午前10時～11時30分 神川町消防団第二分団詰所(青柳小学校となり)
※昨年と接種会場が変更になっています。
 - ②4月14日(木)午後1時10分～2時30分 渡瀬コミュニティ集会所
 - ③4月15日(金)午前10時～11時30分 ステラ神泉
 - ④4月15日(金)午後1時10分～2時30分 神川町役場

費用 注射費用として1頭あたり3,500円(新規登録の場合は別途3,000円)

※お釣りのないようにご用意をお願いします。

注意事項 感染症予防のため、マスクを着用していただくなどの感染症対策を行ったうえでご来場いただきますようお願いいたします。また、間隔を取って並んでいただきますようご協力をお願いします。

※動物病院で狂犬病予防注射を受けた方は、注射済の証明書を発行してもらい、防災環境課(役場2階)または地域総務課(神泉総合支所)にて注射済票(交付手数料550円)の交付を受けて下さい。



ごみの野焼きは法律で原則禁止されています

問合せ 防災環境課 環境担当 ☎0495-77-2124 FAX0495-77-3915

廃棄物の野焼きは、法律(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)で原則禁止されています。煙等によりご近所に迷惑を掛けるばかりではなく、ダイオキシン等の有害物質の発生や火災の原因にもなりますので、違法な野焼きは絶対にやめましょう。



【自宅の庭で刈った草木などは、どう処分するの?】

- 可燃ごみとして処分する(認定ごみ袋の口をしっかり結んで出しましょう!)
- 小山川クリーンセンター(本庄市東五十子151-1)へ自己搬入する(有料、10kgにつき40円)。

丹荘保育所内に病後児保育室を開設します

問合せ 町民福祉課 子育て支援担当 ☎0495-77-2112 FAX 0495-77-2117

町では、令和4年4月より、丹荘保育所内に病後児保育室を設置します。病後児保育事業とは、病気やけがの回復期にあるお子さんを、保護者の勤務等の都合により家庭での保育や集団保育が困難なときに、一時的に預かる事業です。

※事前登録を3月10日より受け付けます。「登録申請書」等は町民福祉課に備えてあります。また、町ホームページからダウンロードできます。

町ホームページ→



対象児童 次の①から③の条件をすべて満たす児童となります。

- ①町内に住所を有する、または町内の保育所等に在籍する1歳から小学校就学前までの児童
- ②病気の回復期にあり、医療機関による入院治療の必要がないが、安静の確保に配慮する必要があるため、集団での保育が困難な児童
- ③保護者が勤務、傷病、事故、出産、冠婚葬祭その他やむを得ない理由により家庭での保育が困難な児童

●対象となる疾患及び回復期の範囲

- 感冒、消化不良症(多症候性下痢)等の児童が日常罹患する疾病 → 急性期を経過した以降
- 麻疹、水痘、風しん等の「学校保健安全法」施行規則(昭和33年文部省令第18号)第19条に規定する伝染性疾患 → 他の児童に感染するおそれがある感染期を経過した以降
- ぜん息等の慢性疾患 → 発作が治まった以降
- 骨折、熱傷等の外傷性疾患 → 症状が安定した以降
- 上記の他かかりつけの医師が病後児保育の利用が可能と判断した病気

実施場所 丹荘保育所(大字八日市222番地1) ☎0495-77-4048

利用日時 月曜日から金曜日(土日祝日・年末年始を除く) 午前8時30分から午後5時まで
※利用できるのは連続して7日間まで(土日祝日を除く)

利用定員 1日3人(申込順)

利用料等 【利用料】児童1人当たり1日2,000円・4時間以内1,000円 【昼食代等】1日250円

利用の流れ

①事前登録手続き

利用を希望する場合は、事前に「神川町病後児保育利用登録申請書」の提出が必要です。申請書に必要事項を記入のうえ、町民福祉課に提出してください。

②空き状況確認(仮予約)

丹荘保育所へ空き状況を確認し、仮予約をしてください。

③「神川町病後児保育診療情報提供書」の記入依頼

かかりつけ医を受診し、医師に「神川町病後児保育診療情報提供書」の記入をお願いしてください。

④本予約

「神川町病後児保育診療情報提供書」の発行を受けたら速やかに、丹荘保育所へ利用希望日前日の午後4時までに電話で本予約をしてください。

⑤利用

利用する当日に、「神川町病後児保育利用申請書」及び「神川町病後児保育診療情報提供書」を病後児保育室に提出し、利用してください。看護師や保育士が子どもの体調に合わせて看護や保育を行います。

⑥利用料の支払い

病後児保育が終了したら納付書を発行しますので利用料の支払いを行ってください。